被扶養者とは

組合員と一定の親族関係等にあり，主として組合員の収入により生計を維持している者で，共済組合が認定した者は，被扶養者として各種の給付を受けることができます。

被扶養者の範囲

被扶養者とは，主として組合員の収入で生計を維持している者で，次の各号に該当する者をいいます。

1　組合員の配偶者（内縁関係にある者を含む。），子，父母，孫，祖父母，弟妹

2　組合員と同一世帯（同居）に属する三親等以内の親族で，１に揚げる以外の者

3　組合員と同一世帯（同居）に属する内縁関係にある配偶者の父母，子（その配偶者の死亡後も，組合員と同居している父母，子）

被扶養者として認められない者

同一世帯であっても，次のようなときは被扶養者として認められません。

1　その者について，組合員以外の者が，地方公共団体，国その他から扶養手当又はこれに相当する手当を受けているとき

2　組合員が主たる扶養者でないとき

3　年額130万円（障害を事由とする年金及び60歳以上の公的年金等受給者にあっては，180万円）以上の恒常的所得のある者

・　給与所得の場合は，給与所得控除前の総収入金額

・　事業所得（自営業者等）による所得の場合は，必要と認められる諸経費を差し引いた金額

4　年額130万円未満の収入であっても，勤務先で健康保険証の交付を受けている者（退職後も前の勤務先の健康保険を任意継続しているときも含む。）

5　長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者
（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合から一定の障害認定を受けた者）

※　公的年金等とは，公的年金（38頁参照）と恩給法に基づく恩給・扶助料をいいます。

被扶養者の範囲

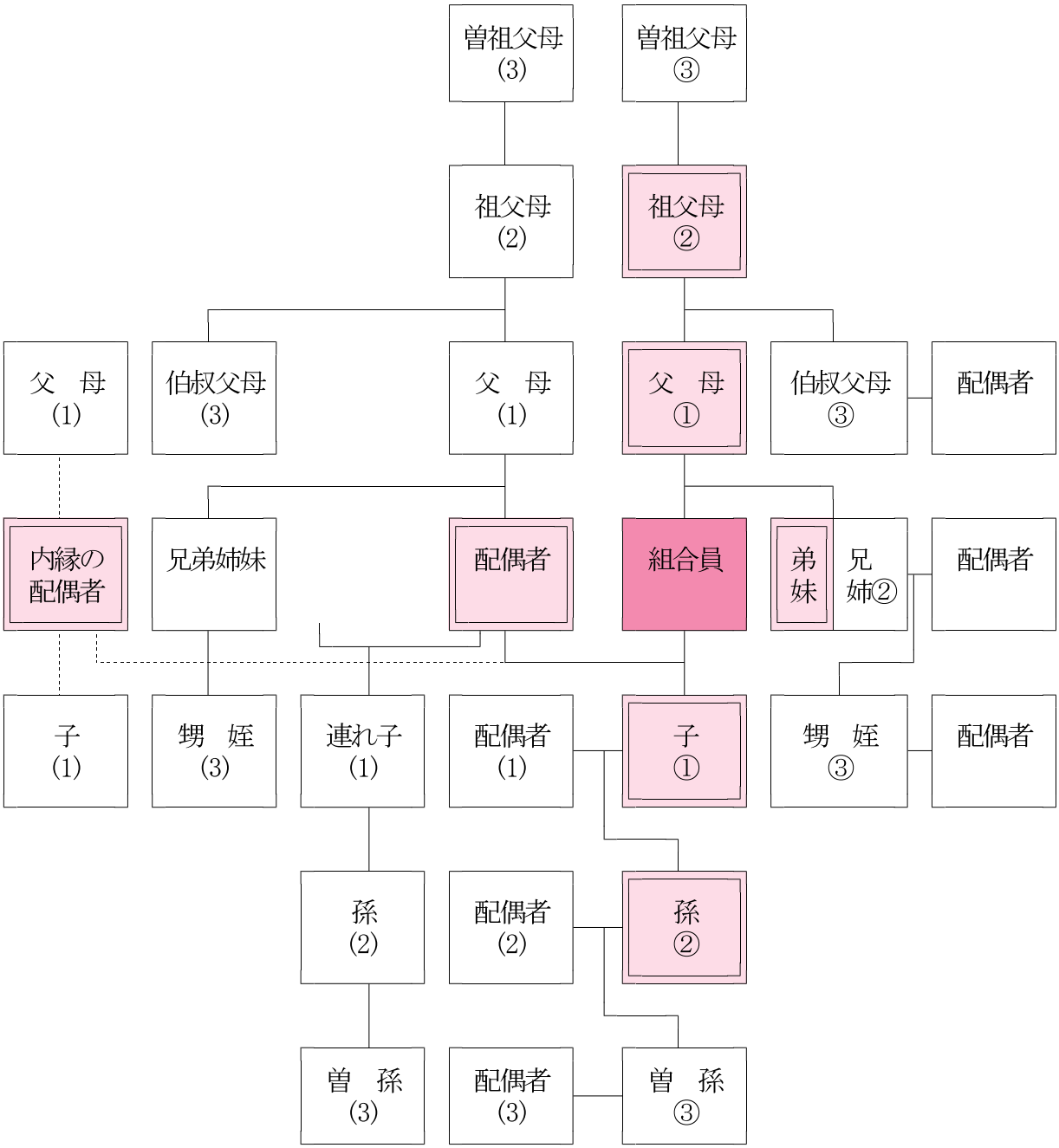

（注）　主として組合員の収入によって生活している者で，
□印は，別居のときも認められます。
□印は，組合員と同一世帯に限り認められる被扶養者を示します。
○印は，血族を示します。（組合員の系統）
（　）印は，姻族を示します。（配偶者の系統）
数字は，親等数を示します。

被扶養者の認定を受けるとき

被扶養者としての認定を受けるときは，「被扶養者認定申告書」等を所属所長を経由して，共済組合に提出してください。

被扶養者認定申告書を所属所長へ提出した日が，被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日以内であれば，その事実が生じた日から認定されますが，30日を過ぎて提出したときは，所属所長が受け付けた日から被扶養者として認定され，その間に生じた病気等についての給付は行われませんので，速やかに手続をしてください。

なお，被扶養者の認定には普通認定（給与条例上の扶養親族として認定されている者又は申請中の者）と特別認定（給与条例上の扶養親族として認定されていない者）があります。

被扶養者の普通認定

（給与条例上の扶養親族として認定されている者又は申請中の者）

提出書類	・被扶養者認定申告書〔整理番号10〕 ・国民年金第３号被保険者関係届（配偶者の認定のときのみ） ・３号該当者の年金手帳の写し（配偶者の認定のときのみ） ・認定の要件を備えた事由及び年月日の確認できるもの （認定の要件により提出する書類が異なりますので，下記一覧表を参考にしてください。）

《認定の要件を備えた事由及び年月日を確認する書類一覧》

被扶養者の認定要件	主　な　提　出　書　類
出生による子のとき	・不　要
結婚による配偶者のとき	・婚姻届受理証明書，又は戸籍抄本
退職によるとき	・退職年月日の確認できる書類，又は健康保険の資格喪失年月日が確認できる書類
雇用保険等受給終了によるとき	・雇用保険受給資格者証（支給終了まで記載されたもの１～４面）
扶養者の変更により扶養親族となるとき	・扶養順位協議決定書〔整理番号16〕 ・健康保険等資格喪失証明書（配偶者の退職によるとき）
所得減少により扶養親族となるとき	・雇用及び給与支給（見込）証明書〔整理番号13〕
他支部・他共済からの転入者で，被扶養者の認定を引き続き受けようとするとき	・他支部の組合員証等 ・他共済の組合員証等の写し

（注）１　写しを添付するときは所属所長の原本証明をしてください。
２　扶養手当を受給しているとき（申請中も含む。）は，被扶養者認定申告書に，必ず給与事務担当者証明印を押印してください。
３　扶養手当認定申請後，扶養手当が認定されなかったときは，共済組合の被扶養者の資格は認定時まで遡って取消しとなります。
４　上記提出書類の他に，必要な書類の提出を求めるときがあります。

被扶養者の特別認定

（給与条例上の扶養親族として認定されていない者）

給与条例上の扶養親族ではないが，組合員の扶養により生計を維持している者のうち，被扶養者の範囲（12頁参照）に該当する者であり，次の特別の事情があるときは，組合員の申告により被扶養者として認定されます。

１　学校教育法に規定する学生，生徒であること。（予備校や各種学校の学生・生徒も含む。）
２　長期療養中の者，又は自活能力がなく身体に著しく支障を来たした者であること。
３　恒常的な所得が年額130万円（月額108,334円）未満であること。
４　恒常的な所得の全部又は一部が，障害を支給事由とする公的年金受給者，又は，60歳以上の公的年金受給者にあっては，年額180万円未満であるとき。
５　その他特に必要と認められるとき。

（注）１　認定を受けようとする者の所得には，公的年金，恩給・扶助料，遺族年金，障害年金，個人年金，生命保険，組合員を除く家族等からの送金など，恒常的な収入は全て含みます。

２　別居している父母等を被扶養者として認定する場合は，認定対象者の収入額（ここでの「収入額」とは，認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額をいう。）に占める組合員の送金額の割合が，３分の１以上であることが必要です。

なお，組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は，組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれをも上回っていることが必要です。

※（認定対象者の収入額）＋（組合員の送金額）＋（他の扶養者の送金額）×１／３≦（組合員の送金額）

【例】認定対象者の収入額　年額1,100,000円（実父63歳　厚生年金のみ）　・・・　（A）
組合員の送金額　年額　720,000円（月額60,000円×12ヶ月）　・・・　（B）
組合員の弟の送金額　年額　240,000円（月額20,000円×12ヶ月）　・・・　（C）
｛（A）＋（B）＋（C）｝×１／３＝（1,100,000円＋720,000円＋240,000円）×１／３＝686,667円　・・・（D）
（D）686,667円　≦（B）720,000円であり，認定できる。

被扶養者の特別認定の手続に必要な書類

続柄			22歳以上の子・弟妹					父母・義父母・兄姉その他三親等内の者				他引支き部続又きは被他扶の養共者と済組合して認から定転を受入しけてようきとた組する合員者で
資格要件			①学生生徒	②学生生徒（一三〇万円未満の収入がある者）	③無職無収入の者	④年収一三〇万円未満の者（アルバイト・パートタイマー・臨時的雇用等により収入のある者）	⑤障害者及び長期療養者（就労困難な場合）	⑥無職無収入の者	⑦年収一三〇万円未満の年金受給者及びアルバイト（自営業者・恩給受給者・臨時的雇用等により収入のある者）	⑧障害者及び長期療養者（就労困難な場合）	⑨公的年収一三〇万円未満の年金受給者（六〇歳以上の者で一八〇万円から）	
番号	提出書類	様式の整理番号										
1	被扶養者認定申告書	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	扶養事実申立書（特別認定分）	11			○	○	○	○	○	○	○	
3	〃　（各種学校生徒分）	12	○	○								
4	戸籍抄本又は戸籍謄本		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	世帯全員の住民票		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	所得額証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	無職無収入申立書	17-2	○		○		△	○		△		
8	雇用及び給与支給（見込）証明書	13		○		○			○		△	
9	年金等の改定額通知書，送金案内又は証書等の写し						△		△	△	○	
10	確定申告書の写し又は市区町村長の課税所得証明書			△		△	△		△	△	△	
11	雇用保険受給資格者証(第1・２・３・４面)の写し		△	△	△	△	△	△	△	△	△	
12	在学（在籍）証明書		○	○								
13	他支部の組合員証，又は他共済の組合員証の写し											○
14	扶養順位協議決定書	16	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
15	他の者が扶養していない証明書	17	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
16	送金事実申立書	15	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
17	夫婦双方の所得額証明書，給与所得者の給与支払証明書，確定申告書の写し及び年金等の額を確認する書類		△	△	△	△	△	△	△	△	△	
18	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	医師の診断書又は障害者手帳の写し						○			○		
20	退職証明書又は退職辞令の写し		△	△	△	△	△	△	△	△	△	

（注）１　写しを提出する場合は，所属所長の原本証明をしてください。
２　○印は必要書類です。△印は該当するときの必要書類です。
３　上記提出書類の他に，必要な書類の提出を求めることがあります。

（H28.3改定）

番号	備　　考 （提　出　書　類　の　説　明）
1	・認定を受けるための申告書
2	・認定を受けようとする者を扶養している状況を明らかにする書類（学生でないとき）
3	・認定を受けようとする者を扶養している状況を明らかにする書類（各種学校等に在学しているとき）
4	・22歳以上の子の場合（戸籍抄本） ・22歳以上の子以外の者の場合（戸籍謄本）　〔除籍者も記載されている謄本〕
5	・組合員との居住関係を明らかにする書類（認定を受けようとする者を含めた世帯全員が記載されているもの） （別居のときは，組合員及び認定を受けようとする者両方の世帯全員が記載されているもの）
6	・就労による給与等の収入，若しくは無収入を明らかにする書類（認定を受けようとする者）
7	・無職無収入を明らかにする書類（認定を受けようとする者）
8	・就労による給与等の収入がある者の書類（認定を受けようとする者）
9	・公的年金（恩給を含む。）等を受給しているとき （現在受給している全ての年金額が確認できる書類の写し）
10	・事業所得又は農業所得等のある自営業者のとき
11	・雇用保険法による失業給付を受けることができる者のとき ◎雇用保険の基本手当の日額が認定基準日額3,612円（130万円÷360日）を上回った場合は，基本手当の給付日数にかかわらず，受給中は被扶養者として認定できない。 ◎雇用保険法による失業給付の待機期間及び給付制限期間は失業給付の支給を受けていないので，認定できる。
12	・各種学校等に在学しているとき
13	・他支部，他共済から転入してきた組合員で，引き続き被扶養者として認定を受けようとするとき （他の支部からの転入者は，交付されていた組合員証，他の地方，国家公務員等共済組合からの転入者は，交付されていた組合員証の写し）
14	・認定を受けようとする者に他に扶養義務者がいるとき ・扶養者の変更により扶養親族となるとき
15	・認定を受けようとする者に他に扶養義務者がいるとき
16	・組合員と別居していて，組合員から送金を受けている者のとき
17	・夫婦が共同して扶養しているとき（共働き等のとき）
18	・所得税法に規定する配偶者控除又は扶養控除の対象者の書類
19	・障害者又は長期療養者のとき（就労困難なとき）
20	・退職により扶養親族となるとき

（注）番号は，前頁に対応しています。